

早明浦ダムの建設

早明浦ダム

嶺北地方のほぼ中央、四国三郎の異名をもつ吉野川に北から汗見川が、西南からは地蔵寺川が合流する地点のすぐ上流、右岸の土佐郡土佐町中島と左岸の長岡郡本山町吉野とを結んで屹立する巨大な重力式コンクリートダム——早明浦ダム。

堤高一〇六メートル、堤頂の長さ四〇〇メートル、堤頂幅六メートルで、堤敷幅が一〇五メートル、堤の体積は約一二〇万立方メートルというこのダムは、吉野川最上流部にあたる土佐郡本川村、同郡大川村の全域と同郡土佐町の一部にまたがる約四六二平方キロメートルの広大な地域の水を集め、上流二〇キロメートルにわたってたん水面積は約七・五平方キロメートルに及ぶ。総貯水量は三億一、六〇〇トン、貯水池に堆積する泥や砂の量を除く有効貯水量は二億八、九〇〇トンでわが国では四位、西日本では第一位のダムである。水資源開発公団の「池田総合管理所概要」と題するパンフレットは、このダムについて次のように記している。

早明浦ダムは、吉野川水系における水資源開発の中核をなすもので、このダムの築造により、吉野川の基本計画流量一七、五〇〇 m^3/sec のうち、二、五〇〇 m^3/sec を早明浦ダム、柳瀬ダム、新宮ダムおよび池田ダムによって調節し、残りの一五、〇〇〇 m^3/sec を河道に流下させることにより洪水を防ぎさらにダムに貯留された水を各種既得用水の安定取水に利用するほか、新たに年間八億 m^3 をこえる用水を開発して四国四県に供給するとともに有効な落差を利用して電源開発を行うなどして、豊富な水資源を有効に活用せしめる。

追 録

○洪水調節／早明浦ダム地点における計画高水流量四、七〇〇 m^3/sec のうち、二、七〇〇 m^3/sec の洪水調節を行って、吉野川沿岸の水害を防ぐ。

○不特定かんがい等用水の確保／吉野川の流水の正常な機能を維持するために必要な流量として池田地点において、かんがい期最大四三 m^3/sec 、非かんがい期一五 m^3/sec を確保する。

○新規用水の供給／早明浦ダムにより年間八億六、三〇〇万 m^3 の用水を開発して四国四県に供給する。

○発電／早明浦ダム左岸の発電所により、最大出力四二、〇〇〇kwの発電を行う。

長岡郡本山町と土佐郡土佐町との境、汗見川が吉野川本流に合流するあたりの吉野川右岸に立って上流をのぞくと、山峡に圧倒的な物量感をもったコンクリートの壁が立はだかっているのが見える。それは無言の重圧感を見るものに与える。たくましいといい、男を感じさせると受けとめる者もあれば、人びとを威圧してやまないコンクリートと鉄の固まりと感じる者もあり、何となく不安で一種の恐怖感に襲われる者もいる。人によってその受けとめ方は様々である。通常ダムといえば人里離れた山間僻地とまではいわずとも、人家の少ない山峡にひっそりとその巨体を横たえているものだが早明浦ダムは違う。ダムのすぐ下流には人家の密集地があり、人びとは日々ダムを仰いで暮らしている。ダムに湛えられた水は人びとの頭上にある。

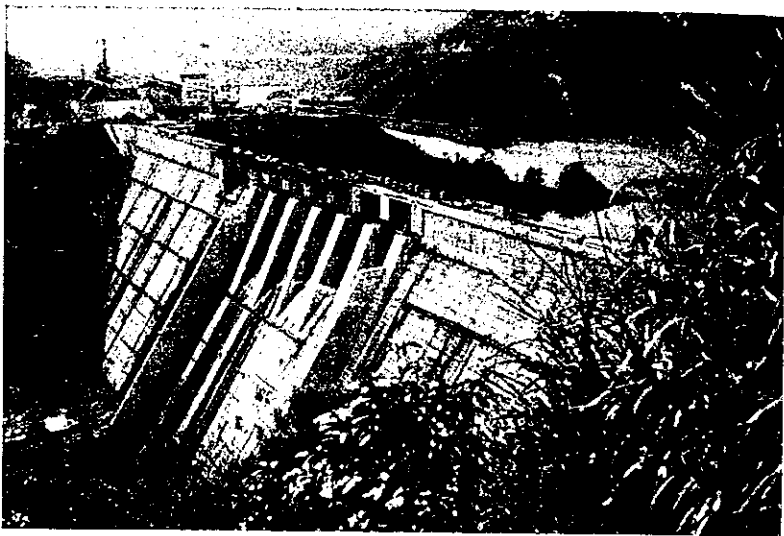
吉野川

愛媛県境土佐郡本川村瓶ヶ森(標高一、八九七メートル)にその源を発し、四国のはぼ中央を四国山地に沿って東に流れ、途中大森川、葛原川、大北川、瀬戸川、地藏寺川(森川)、汗見川、立川川、穴内川、南小川などの支流を合わせ、徳島県境近くで流れを北にかえて四国山地を横断しながら大步危、小歩危の景勝地をつくり、祖谷川、銅山川などを合わせて徳島県三好郡池田町で再び東に向い、徳島平野を経て紀伊水道に注ぐ四国第一の河川である吉野川は、その本流の延長一九四キロメートル、流域面積三、六五〇平方キロメートル

ルにおよび、全国的にみても有数の河川として知られてきた。その流域は本流筋にほとんど平野がなく、僅かに下流に平野をみるのみである。高知県内では嶺北平野以外に平野らしいものはないが、支流筋には小平野が発達している。平地三五〇平方キロメートル、水面積九〇平方キロメートルに対し山地三、二一〇平方キロメートルの数字が示すように流域の大部分は起伏の多い山地によって占められている。各山地は比較的急峻で、その方向は地質構造によって東西ないし東北東～西南西方向をとり、これらの間に吉野川が深く侵蝕して各所にきわだつた溪谷をつくっている。

吉野川流域は台風の進路にあたるため、わが国有数の多雨地帯であって、特にその水源である瓶ヶ森付近、支流穴内川上流部及び支流祖谷川の水源剣山付近の年間降雨量は三、〇〇〇ミリ以上に達する。降雨量の多い時期は梅雨期の六月、台風期の七月、八月、九月であるが、なかでも九月の降雨量が群を抜いている。従って吉野川の規模の大きな洪水の大半は台風の影響によるもので、

早明浦ダムの建設



建設すすむ早明浦ダム

追 録

短時間に大量の降雨が集中するためにひきおこされるものである。吉野川下流にひらけた徳島平野は、洪水の氾濫による肥沃な土砂の堆積によって耕作に適した土壤に恵まれた。米作には不適だが、畑作物の栽培には適っていた。阿波藍はこうした風土から生まれたのである。阿波藩では、藩庫を潤す阿波藍に対して積極的な育成策をとり、寛永二年（一六二五）には藍方役所が設置され、作付面積も年々増加の一途をたどり、元文五年（一七四〇）には約三、〇〇〇町歩に達し、寛政十二年（一八〇〇）には六、五〇二町歩、天保元年（一八三〇）には七、一三二町歩と飛躍的な発展を示した（『阿波藍沿革史』）。この藍畑を肥やし「阿波の金庫」を守るために、阿波藩では堤防の修築には冷淡であった。それは吉野川が大河であるため、財政が伴わず又土木技術も及ばなかったことともあろうが、洪水による自然の客土——肥沃な土砂を藍畑に積み重ねてくれることへの期待が大きかったからでもある。そのため吉野川流域の農民は、毎年のように洪水による災害に苦しめられたのである。吉野川の治水・利水に対する関心は、江戸時代の終りから明治のはじめにかけて次第に高まり、明治に入って良質で安価な藍が輸入されるようになって藍作から米作への転換が真剣に検討されはじめた明治中期ごろから、本格的な吉野川改修工事がおこされることになる。明治十六年（一八八三）七月内務省は測量に着手し、翌十七年六月には雇工師オランダ人のヨハネ・デレーケを現地派遣して治水対策を検討させ、翌十八年二月に低水工事をはじめ、明治二十年には総工費七〇万九、五八八円、工期一〇カ年の改修工事計画を定めた。ところが、用地買収などで着工が遅れ、ようやく工事ははじまったばかりの明治二十一年七月と九月の洪水によって堤防が決壊して多大の被害が生じ、地元民は改修工事による水害であるとして工事中止を要求、このため翌二十二年この改修工事はみるべき成果もあげないまま中止されることとなった。その後、明治二十九年に河川法、翌三十年には砂防法が制定されて治水事業推進の体制が整えられ、連年の被害と藍作の衰退が地元民の吉野川改修への機運を高めること

となる。明治四十年九月吉野川第一期改修がはじまる。総工費一、二〇〇万円余を投じたこの改修は、左岸の徳島県阿波郡林町岩津（現阿波町岩津）、右岸の同県麻植郡川田町（現山川町）から河口に至る約四〇キロメートルの間を対象とし、岩津地点で計画高水流量を毎秒一万三、九〇〇立方メートルとした改修計画である。吉野川は第一〇堰から北流し、河口にかけて蛇行が著しく、勾配も緩やかであるため土砂が堆積して氾濫をひきおこし易いところから、河道がほぼ直線状に海に通じ、勾配も急で河幅も広い別宮川を本流とすることとし、計画高水流量毎秒一万三、九〇〇立方メートルのうち、吉野川本流（旧吉野川）に二、七八〇立方メートル、別宮川（現吉野川）に一万一、二一〇立方メートルを放流することとした。工事は明治四十四年九月からはじまり十数年の歳月をついやして昭和二年（一九二七）ようやくその完成をみた。改修計画はのち変更されて別宮川に計画高水流量を全量流すこととなり、吉野川本流は分岐点のやや上流に付替えられて水門を設けて舟運に支障のないようにし、又下流の塩害を防ぐために洪水時には適宜毎秒二八〇立方メートルまでの流量を流すこととなった。別宮川は第一〇堰から河口までの約一二キロメートルにわたって直線化され、河幅は第一〇堰で七二メートル、河口で一、二七〇メートルに拡幅され、第一〇堰から上流については既設の堤防のかさ上げ補強と霞堤の部分を順次締切って連続堤とし、上流の水害の中心であった善入寺島は買収されて遊水池とされ、一部無堤地区には新たに堤防が築かれた。こうした治水工事と相前後して利水計画も実施に移され、明治三十九年吉野川北岸の板名用水、南岸の麻名用水の開削に着工、大正元年（一九一〇）に完成した。

第一期改修の堤防は毎年の洪水によく耐えたが、年月を経て老朽化して漏水が問題となり、又山林の乱伐から水源地の保水能力が減少して洪水流量が増大したうえに、昭和二十一年南海大地震によって下流一帯に地盤沈下がおこるなど、再び吉野川改修の必要性がたかまってき、昭和二十二年から堤防の補修工事がはじまり、昭和二

追 録

十四年には第二期改修計画が決定された。それは岩津における計画高水量を毎秒一万五、〇〇〇立方メートルと改め、無堤のままだった徳島県三好郡池田町から下流の岩津までの約四〇キロメートルを改修、築堤をすすめるとともに、吉野川本流上流と支流銅山川上流にダムを設けて洪水調節にあてようというものであり、ここで吉野川としてはじめてダムによる洪水調節をはかるという考え方がでてきた。計画では本流上流では早明浦と桃ヶ谷、銅山川では柳瀬と大野の四地点がダム建設地に予定されたのである。このうち柳瀬ダムについてはすでに計画があったため、これと合わせて多目的ダムとして昭和二十四年着工され、昭和二十八年十月には完成したが、他の三地点については吉野川の総合開発計画と密接な関係があったためその計画の実現は遅れることとなった。

吉野川総合開発計画

大正年間からはじまった電源開発が進むにつれて、吉野川に大規模な発電所を建設しようという試みは、すでに昭和のはじめからあったようだが、吉野川の総合的な開発へのとりくみは昭和十三年（一九三八）の河水統制事業がはじめてで、内務省による吉野川水系の総合調査が行われることとなったが、第二次世界大戦の激化によって中断せざるをえなくなり、開発計画の策定にはいたらなかった。

戦後、再び吉野川総合開発が検討されることとなり、昭和二十三年から二十五年にかけて経済安定本部を中心に関係各省、四国四県、電力会社などの共同作業で、いわゆる「安本案」とよばれる総合開発計画がたてられた。それによると吉野川本流に早明浦（高さ七二メートル）、小歩危（高さ二六メートル）の二つのダムをつくり、下流の池田に逆調整池を設けて下流の用水を確保するとともに、発電をも行おうというものであり、一方高知には大森川と穴内川にそれぞれダムをつくって分水し、愛媛と香川には既設の柳瀬ダムに加えて銅山川下流に岩戸ダムを新設して用水を確保しようという計画であった。昭和二十六年、前年に制定された国土総合開発法に

早明浦ダムの建設

基づいて四国地方総合開発審議会が設置されて四国総合開発計画が検討されることとなり、吉野川も調査地域に指定されて安本案など各種の計画案が審議にのぼった。一方、昭和二十七年の電源開発促進法に基いて設立された電源開発会社も独自に調査をすすめ、A・B二案からなる開発計画を発表した。そこで審議会ではこの二案も加えて整理検討を加え、一つの案にまとめて昭和二十九年調整試案として発表した。この試案による新設のダムは大森川（高さ六〇メートル）、早明浦（同九二）、檜谷（同六五）、敷岩（同三三）、小歩危（同九〇）、岩戸（同九四）、池田（同二七）の七箇所であったが、昭和三十年頃から下流の徳島県では分水反対の声が高まり、結局本格的な実施にはいたらなかった。建設省はその後調査を続けていたが、昭和三十三年六月四国地方建設局の設置を契機に新しい総合開発計画作成の作業をすすめ、早明浦ダムを中心とする吉野川総合開発の草案をまとめた。昭和三十五年四月四国地方開発促進法が制定され、同年七月四国地方開発審議会が設置された。このころ高度経済成長の波が四国にも押し寄せ、吉野川の水資源開発が注目されるようになり、徳島県の反対でさめていた開発への熱意が次第に高まってきた。昭和三十七年審議会のなかに吉野川総合開発部会が設けられ、四国総合開発の中心としての吉野川開発に関する審議にあたることとなった。同年七月第一回部会が徳島市で開かれ、四国総合開発の中心として早明浦ダムを考えること、今後は建設省の草案「早明浦ダムを中核とした総合開発計画」にしほって討議を進めることの二点が確認され、更に部会のなかに技術的な問題に限って検討する小委員会がつくられることとなり、同年九月吉野川総合開発に関する協議会が開かれて検討が重ねられた。一方吉野川総合開発部会は、昭和四十一年六月東京で開かれた第四回部会で建設省から提出された最終案を承認し、各県の議会もこれに賛成の意を表明することとなり、戦後二十年來の懸案であった吉野川総合開発計画もようやくその決定をみるこ

ととなった。

早明浦ダムの建設

③愛媛分水計画

右表のとおりである。
 ロメートルの幹線導水路と、これに関連する支分水路ならびに工業上水道の導水管を布設して、約三一・三〇〇ヘクタールの田畑かんがいをおこなうとともに高松、坂出、丸亀、託間地区に都市用水を供給する。供給水量は

徳島用水計画 (m³/s)

	不特定かんがいなど	新規農業用水		新規都市用水		計
		平均	非かんがい期	平均	非かんがい期	
かんがい期	43	3.5	10.5	平均	57.0	
非かんがい期	15	2.0	10.5	平均	27.5	

香川用水計画 (m³/s)

	新規農業用水		新規都市用水		計
	平均	年間総量	平均	年間総量	
かんがい期	8	1億500万m³	4.5	1億4,200万m³	12.5
非かんがい期	1	1億500万m³	4.5	1億4,200万m³	5.5
年間総量					2億4,700万m³

②香川用水計画

池田地点確保流量のうち、かんがい期毎秒平均二七・五立方メートルを徳島用水として補給し、その内訳は上表のとおりである。
 不特定かんがいなどは、流水の正常な機能を維持するための水量で池田下流既得の農業用水、都市用水の安定取水をはかるとともに河川構造物、河道などの維持、水質保全のための用水である。新規農業用水は、池田下流沿岸の農地に対する補給のための用水で、また都市用水は、下流本川および旧吉野川より取水して徳島・鳴門地区に供給するものである。

池田地点確保流量のうち、かんがい期毎秒平均二二・五立方メートル、非かんがい期毎秒平均一二・五立方メートル、年間二億四、七〇〇万立方メートルを新設する池田ダムより取水し、阿讃山脈より横断

用水供給計画一覧表

県別	単 位	不特定かんがいおよび既得用水	新規用水			合 計	備 考	
			農業用水	工業用水	計			
徳島	毎秒 m³/s	かんがい期平均 43 非かんがい期 15	かんがい期平均 3.5 非かんがい期 2.0	10.5	かんがい期平均 14 非かんがい期 12.5	かんがい期平均 57 非かんがい期 27.5	吉野川本川より取水	
	日量 万m³/日 年間百万m³/年		772	79	331	410	1,182	
香川	毎秒 m³/s	—	かんがい期平均 8 非かんがい期 1	4.5	かんがい期平均 12.5 非かんがい期 5.5	かんがい期平均 12.5 非かんがい期 5.5	吉野川本川池田ダムより分水	
	日量 万m³/日 年間百万m³/年	—	—	105	142	247	247	
愛媛	毎秒 m³/s	かんがい期平均 1.47 非かんがい期 1.00	かんがい期平均 0.30	4.98	かんがい期平均 5.28 非かんがい期 4.98	かんがい期平均 6.75 非かんがい期 5.98	吉野川支川柳瀬ダムより分水	
	日量 万m³/日 年間百万m³/年	—	—	43	157	159.5	195.5	
高知	毎秒 m³/s	—	—	1.23	1.23	1.23	吉野川支川戸川地蔵寺川より分水	
	日量 万m³/日 年間百万m³/年	—	—	39	39	39		
計	日量 万m³/日 年間百万m³/年	—	—	808	186.5	669	855.5	1,663.5

①徳島用水計画

「愛媛と高知へ分水した後で早明浦ダムの運転によって池田地点でかんがい期(五・二一)九・二〇)毎秒平均六九・五立方メートル、非かんがい期(九・二一)五・二〇)毎秒平均三三・〇立方メートルの流量を確保して、徳島、香川両県の用水とするのであるが、以下各用水計画の概略を示す次のようになる。

早明浦ダムの建設を中心とした吉野川総合開発計画の大意は、「早明浦ダム」の項で記したのでここでは四国四県への用水供給計画を建設省河川局監修「吉野川その治水と利水」によって以下に挙げておこう。まず用水供給計画を総括すると上表の通りである。

追 録

現在の柳瀬ダムにおける下流義務放流量を撤廃して、ダム上流域流量を柳瀬ダムで有効に運転して分水強化をはかる。さらに新宮ダムを新設して柳瀬ダム下流残流域流量を流域変更して新宮発電する。これらの発電所の放水を三島・川之江地区の農業用水、都市用水として供給する。」供給水量の内訳を示すと次表のとおりである。

供給水量の内訳

	現 況		計 画		増 分	
	分 水 量	農 業 用 水 都 市 用 水	分 水 量	農 業 用 水 都 市 用 水	分 水 量	農 業 用 水 都 市 用 水
柳瀬ダム	(5.8) 1億500万m ³ 期	かんがい 1.0m ³ /s 400万m ³	(5.8) 1億3,000万m ³ 期	かんがい 4.18m ³ /s 650万m ³	7,500万m ³ 期 250万m ³	かんがい 3.18m ³ /s
新宮ダム	—	—	(8.0) 1億3,000万m ³	—	1.80m ³ /s 1億3,000万m ³	—
計	(5.8) 1億500万m ³	400万m ³ 1.0m ³ /s	(13.8) 3億1,000万m ³	650万m ³ 5.98m ³ /s	2億 500万m ³	250万m ³ 4.98m ³ /s

(注) かつ内、最大分水量 m³/sec

④ 高知分水計画

瀬戸川に瀬戸川調整池、地藏寺川に地藏寺川調整池を新設し、この間の落差を利用して地藏寺発電所で揚水発電をおこなう。次にこの放水に地藏寺川の水を合せて流域変更し、鏡川第一発電所で発電する。さらにこの放水は鏡川自流とともに下流で現在工事中の鏡ダムで調整され、鏡川発電所の電力量および鏡ダム計画における高知地区都市用水量を増加させる。」

早明浦ダム建設反対運動

右の吉野川総合開発計画は、一見して明らかのように、水源である高知県が早明浦ダムの建設によって受ける利益は極めて少なく、徳島・香川・愛媛の順で利用率が高くなっており、全体として工業用水確保のための開発という色彩が濃い。こうした開発のあり方は、吉野川開発がとりあげられた当初からのもので、上流の大川村では水没被害が大きかっただけに、早くからダム建設反対の運動がもちあがっていた。

早明浦ダムの建設

昭和二十八年三月大川村と隣接する森村(現土佐町)にダム反対同盟が結成される。この時点におけるダム建設の計画は、えん堤高七〇メートルの早明浦ダムを建設する予定でスタートしたが、電源開発株式会社の調査で建設予定地の地盤が軟弱であることが明らかとなったため、堤高を四五メートルに改め、これによって生じる貯水減量をカバーする目的で、堤高九〇メートルのダムを上流の吉野村上津川(現土佐町)か、大川村桃力谷に建設しようというものであり、これが実現すれば大川村はその中心部が水没し、森村南川一帯も水没の運命にあった。そこで水没が予想される人びとを中心にダム反対同盟が結成されることになったのである。反対同盟は大川村当局に対して反対運動に合流することを申し入れるが、村当局ではダム建設は村にとって大打撃であり建設には反対だが、まだ調査段階であるからとの理由で静観の態度をとる。その後、反対同盟では昭和二十九年の台風一二号による長沢ダムの放水で大きな被害を受けたことや、同盟が水没被害の最も大きい大川村船戸地区を中心としたものであって挙村態勢に欠けることなどから、組織の拡大強化をはかる必要にせまられる。この間、対応策を検討するために静岡県の佐久間ダム、岡山県の丸山ダム、福島県の田子倉ダム等問題となっているダム建設地に視察に出かけ、昭和三十一年には全国ダム反対同盟にも加入するが、その後、ダム建設計画が具体化しなかつたこともあって運動は中絶する。

追 録

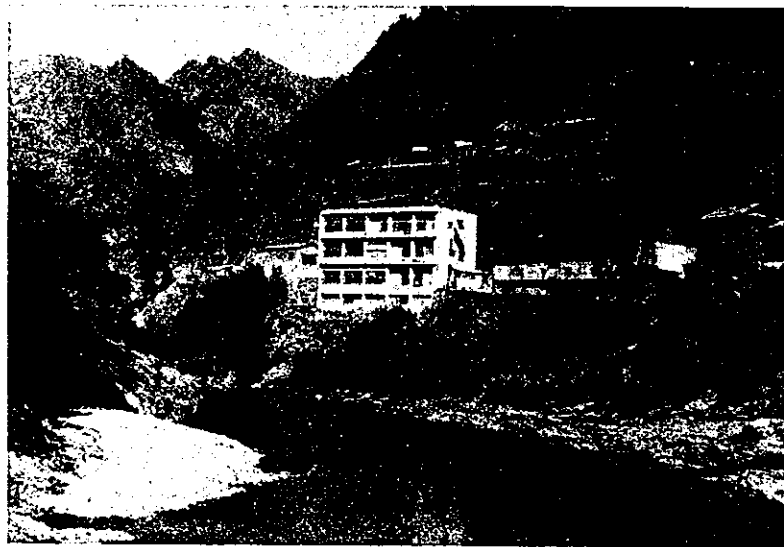
ところが昭和三十五年、建設省が治山治水緊急五カ年計画のなかで早明浦ダム建設をとりあげ、昭和三十七年から建設工事に着手することを明らかにしたところから、再びダム建設反対の運動が展開されることとなる。このダム建設計画は、昭和二十八年頃のものとは異なり、ダムの建設は早明浦一カ所とし、ここに堤高一〇八メートル、総貯水容量三億三、七〇〇万トンのダムを建設しようというもので、これによって大川村では約二〇〇戸が水没するものと推定された。二月十七日大川村船戸公民館に大川村をはじめ、隣接する土佐村（現土佐町）、本山町の早明浦ダムの建設によって水没被害を受ける人びと約二〇〇人が集まって地区民大会が開かれ、ダム建設絶対反対の決議を行う。この日から実施されることになった「早明浦ダム建設反対同盟会会則」によると、早明浦ダム建設反対同盟会は事務所を大川村役場内に置き、「ダム関係地区民の危急存亡を左右し、且つ住民の生活を脅す早明浦ダムの建設に強力に反対しこれを断固阻止することを目的」とし（第四条）、「ダム関係区域住民は別紙様式による契約書に委任をなし、本会に提出し、協力一致し、将来如何なる事情を生ずるとも個人交渉に応じ」ず、「諸関係方面に対し強力に反対運動を展開する」とともに、「建設者による諸調査事項については之を絶対に阻止する」（第五条）ことなどを確認し、大川村長を会長とする諸役員を置いて反対運動を展開するとある。三月十五日に開かれた第一回役員会で検討が行われた結果、ダム建設反対運動の具体的な方法として「①近く代表が貸し切りバスで県庁に行き、知事、県議会議長にダム建設反対を強く陳情し、とくにダム関係者の関係地区への立ち入りは一切禁止する旨知事に改めて申し入れる②これまで一部村民が電源開発会社の依頼で同地区の雨量および吉野川の水量などを調査報告していたが、こんど協力しない ③建設省、電源開発会社、県水産課が行なっている吉野川の魚族調査についてもそれがダム建設を前提としたものであるから協力しない ④関係地区の要所にダム反対と書いたポスターをはじめ道路横断幕、標柱などをつくること」などが決められる（昭和三

十五年三月十六日付高知新聞）。一方大川村議会は三月二十九日ダム建設絶対反対の決議をするともに、ダム対策特別委員会を設置し、大川村は村をあげて早明浦ダム建設反対の態勢をつくりあげたのだが、五、六月頃になると土佐村にダム建設促進の動きがみえはじめ、八月には本山町がダム建設促進に踏み切ることとなり、大川村内にもダム建設同志会結成の動きがみられるようになる。こうしたなかで六月二十八日ダム建設反対同盟会は村民総決起大会を開き、ダム建設反対を再確認するとともに、ダム建設促進は断固阻止するとして、一部村民の間にもみられるダム建設促進のための同志会結成の動きに対しては、積極的な説得活動を行うことを申し合わせた。そして九月、土佐村と本山町に対して行政上の協力拒否を通告し、こうして昭和三十五年は、ダム建設に反対するものと促進しようとするものとの対立が深まるなかで暮れる。

新庁舎の建設

昭和三十六年、ダム建設反対同盟会はダム建設阻止を再確認する一方、土佐村や本山町内でおこったダム建設促進の動きに対応する必要にせまられる。大川村議会のダム対策特別委員会も反対運動を強化するために、村内水没予定地の被害調査を行って村民のダム建設反対意識を高めることを決める。こうしたなかで、昭和三十二年度に移転改築が村議会で議決されながら、のびのびになっていった大川村役場新庁舎が船戸に建設されることになり、翌昭和三十七年八月鉄筋三階建ての新庁舎が完成する。いうまでもなく、船戸はダムが建設されれば水没するところである。従って、この新庁舎建設は大川村の意思表示を意味する。八月二十五日付高知新聞は次のように報じている。

（略）この庁舎は吉野川岸にあり、建設省が計画している吉野川早明浦ダムが実現した場合は水没する運命にある地区に建てられていただけに、同村あげていかにダム建設に反対しているかがうかがわれ、落成式当日も数百枚のダム反対の立て札が県道沿いに立てられ公民館にも反対の文字を大書するなどダム建設絶対反対を掲げる同村のなみなみならぬ決意が参列者の



完成した新庁舎

注意を引いた。(中)式典でも川村村長は「新庁舎を反対のとりでとしてあくまで反対する」と決意を述べた。

まさに新庁舎は、ダム建設反対を貫くための砦でなければならなかった。

昭和三十八年四月一日、建設省は本山町吉野支所に調査事務局を設けて本格的な調査にすることとなる。前年の七月四国地方開発審議会吉野川総合開発部会で、早明浦ダム建設の方向で検討をすすめていくことが確認されたからである。ダム建設は現実味を帯びてくる。二月十四日ダム建設反対同盟会総会は「絶対反対」の宣言を採択するとともに、「とくに新年度から補償交渉を含めた調査が行なわれるところから、事業計画では事務局と対策本部を役場に設け、立体的な反対運動態勢を作り、調査団の立入を阻止し、個人交渉には応じないことを決め」「水没地区には同盟会の下部組織として部落会を結成、調査団が入村した場合に是有線放送などで周知させて阻止することになった。」

(昭和三十八年二月十六日付高知新聞) 大川村議会は、これを受けて五月十三日早明浦ダム建設特別委員会を設置するとともに、調査実施に対する反対決議を行い、六月三日には「大川村早明浦ダム対策本部設置条例」を制定する。同条例は、「早明浦ダム建設が大川村並びに村民に及ぼす直接間接の被害影響その他あらゆる諸条件を調査研究の上対策を樹立し、以て村民の安寧と福利増進を図るとともに村将来の自治発展を期する」ことを目的とし(第二条)、その目的達成のため「諸法規の研究」「村及び村民の財産並びに所得の調査、その他有形無形の財産権利等の調査」「基本対策を樹立しその主旨徹底を図り貫徹を期すること」「既設又は計画ダム建設地区の資料調査研究」「その他ダム対策樹立に必要な事項」を取扱うことを定めている(第二条)。

五月十日、早明浦ダム調査事務所は本山町中央公民館に出先官庁代表約三〇人を招いて第一回の現地説明会を開催、続いて同月二十一日に開設披露式を盛大に行うが、大川村は披露式への出席を拒否する。六月一日大川村役場に大川、本川、土佐三村の村長、議長、ダム対策委員ら約四〇人が出席してダム対策協議会が開かれ、ダム建設反対の共同戦線づくりについて話し合いが行われたが、各村の立場は微妙に喰い違った。十一日、二十七日の再度にわたって調査事務所から説明会開催の申し入れがある。大川村ではもちろんこれを拒否する。朝日新聞は、この頃の大川村について次のように報じている。(昭和三十八年五月三十日付)

「あまりにも犠牲が大きいためダムには絶対反対。大きな見地から四国の開発は必要だが……」——大川村の川村重信村長はいう。同村では何とかしてダムに反対しようと一昨年七月、村の代表らが「蜂の巣城」で知られる熊本、大分県境の下釜、松原ダム建設予定地の反対運動を見学、地元民の結束次第では第二の「蜂の巣城」になると村民たちはいう。そのためか、同村では水没予定地の船戸地区に昨年八月、工費約千五百万円の村役場が新築された。また林業を中心とした農業経営に切りかえるための村づくり長期計画をたて、昨年からは五カ年計画で五十ヘクタールのクリ園造成に着手、今年中に十

五ヘクタールのクリを植えるほか、肥育牛とシイタケ栽培もこれまでの三倍にふやすという。もしダム建設が実現すると新しい役場も新しい村づくり計画もすべて、水の底だが、それを承知のうえとすれば、これらもダムに反対する強硬な態度の現れとみられる。

三月二十九日、四国地建の幹部が地元町村へあいさつに訪れたがこの村だけは「村長と話をさせぬ」というので、顔を見せずに引揚げたというし、早明浦ダム調査事務所の開所式にも大川村の代表は姿を見せなかった。来月はじめから同調査事務所が関係地元でダムの説明会を予定しているが「そんなものは聞かないし、公共の建物を会場として使用させない」となかなかの鼻息。村人たちの話だと、村の心臓部にあたる船戸地区が水没すると、あとに残る山間部の小部落だけでは村としてなり立たない。ダム建設は村の壊滅を意味するというわけだ。水没予定地の各所には「ダム反対」の立札や看板などがなげ、村人も毎日のようにダムの話でもちきり。「絶対反対だから建設はまっ向から無視して村の発展を考える」と川村村長もいい切っており、来月はじめにはダム対策本部をつくって反対運動を良識のある、強固なものにする計画だという。

七月四日県議会、県知事に対して反対陳情を行うが、二十五日からは実地測量がはじまり調査は本格化する。九月に入ると土佐村の早明浦以西の水没予定者が実地調査を認めた旨の通知を土佐村から受け取る。九月十日には県開発総室と県知事の要請で川村重信村長、中野内金基村議会議長、伊藤春男同副議長、筒井正男ダム対策事務局長の四氏が県庁に向き、知事より建設省及び四国地方建設局の動向について説明を受け、大川村の態度について意見交換を行ったが、大川村としては反対の方針を変えない旨の意思表示をする。翌十月四日四国地方建設局は、県庁正庁ホールに県の関係者を集めて早明浦ダム計画説明会を開き県の協力を要請したが、席上相原調査事務所長は大川村について「要するに、大川村の村づくりを村民といっしょに考えるという方向で、解決してゆきたい。ダム反対はどこでも出会いますが、お互いの話し合いを通じて協力を求めます」と、期するところありといった口ぶり」でやる気十分の姿勢を示した(昭和三十八年十月五日付高知新聞)。一方、ダム建設反対同盟

会は十一月十一日総会を開き、波状的に県に反対陳情を行うとともに実力行使をしても絶対反対を貫くことを再確認する。

県の実地調査 十二月に入ると県の調査団の現地調査がはじまる。

県では、ダムによって様相を一変する大川村にたいし、地元といっしょになって新しい村づくりを推進することがまず必要であるとし、溝渕知事の指示でダム地点を中心とする山村開発の青写真を描くことになったもので、寺尾開発総室次長、田村農林部次長らをキャップとする調査団七人を取りあえず五日から三日間現地に派遣し、長岡郡本山町、土佐郡大川村、同土佐村を対象に村づくりの現地調査をする。

これは農業構造改善や山村開発と関連をもたせ、ダムによる影響調査、完成後の村はいかにあるべきかなどを関係住民といっしょに総合調査しようというのが建てまえで、地元の大川村には「この青写真がなっとくのゆくものならダム建設に反対しない」との声もあるので、着工期を一年後にひかえた早明浦ダム建設に大きく影響するものとして注目される。(昭和三十八年十二月五日付高知新聞)

電発の行なっていた予備調査すら、村の中心地である舟戸地区をはじめ産業経済、交通などすべてが破壊され、村の存続維持さえも困難に陥るとして、絶対反対、を主張、焦点の一つになっていた。その後、時代の推移、全国のダム建設地の闘争実例などを検討するなどした村民に異変が生じ、同村のある地区民代表が県に、ダム建設促進を陳情し、当初の、全村一丸の反対歩調は内面的に乱れた。したがって悲痛な反対者の訴えには十分耳を傾けなければならない反面、これを「村民の声」と呼べるかどうか。こうした現状にあって溝渕知事もなんらかの收拾策を見出そうと乗り出し、同村に対し「ダム建設を前提とした同村の村づくりの青写真をつくりたい」と申し入れた。これに対し村は「ダム反対の基本方針はまだ変わっていない」と一応の条件をつけて、調査を受け入れたことは一歩前進した、新段階を迎えたとみてよからう。

川村重信大川村長も「今度の調査は、村づくり、という建設的なもので歓迎しているし、村も協力する。しかしまだダム反対の基本方針はかえていない」と言明しており、青写真が同村の納得いくものであれば「反対しない」との態度を示唆し

ており、条件闘争に移行することも当然考えられる。県が今月中に着手する総合調査にかける村民の期待は大きい。(昭和三十一年十二月九日付高知新聞)

こうした調査は、すでに大川村早明浦ダム対策本部が設置された時に予定されたものであった。これに県が協力しようというのである。調査事務所の立入り調査の地均しを県がやろうとしているかのようでもある。もっとも、ダム建設についての調査、研究が進むにつれて逆に村民のなかに不安を感じ、ダム建設促進を陳情するものがで、結末にひびが入ったことも村が県の調査を受け入れた理由であろうし、隣接町村での立入調査の進行も不安材料であったろう。それはともかく、ダム反対の基本方針はかわらないにしても、県による調査が実施されることは、その結果の如何はともかく条件闘争につながる要素が強まったことは否定できない。しかし、この段階ではまだ建設省の調査は拒否したままであり、昭和三十一年二月三日四国地方建設局長の来村の際村長は面接を拒んでおり、ダム建設反対同盟会も活動を続けている。

昭和三十一年六月三十日、土佐村は建設省と早明浦ダム建設事業の施行に伴う調査測量等についての協定書に調印する。ダム建設反対同盟会はこの事態を重視し、七月三日八〇名の会員が二台のバスに分乗、鎗旗をおしたて、赤鉢巻に赤袴姿で調査事務所、県及び県議会にダム建設反対を陳情するが、八月に入ると大川村内水没地区民による同志会が結成され、ダム建設には反対するものの、建設を阻止できなかった場合に備えて万全の対策をたて、水没者の権利を守るために団結することを申し合わせる。同志会は調査事務所に対して調査を認めることを伝え、調査事務所ではその旨を大川村に通知して立入調査を申し入れる。ダム建設反対同盟会は善後策を協議し、村内一本化への努力をする一方、十月二日に再度大挙して県や県議会に陳情を行うが、そこには微妙な変化



ダム建設反対同盟会、県・県議会にダム建設反対を陳情

がみられる。即ち「四国総合開発という美名のもとに、大川村民を犠牲にして、早明浦ダム建設を進めている。このままでは住民は大きな被害を受けるので絶対に反対する。県は大川村の実情を調査、住民が平和に生活できるような施策をほどこしてほしい」というのである(昭和三十一年十月三日付高知新聞)。県の实地調査とそれに基づく施策への期待、それは早明浦ダム建設後の不安一掃への期待でもある。大川村ダム対策本部による新しい村造り計画作製の作業もようやく本格的となる。

水没者対策協議会の結成

昭和三十一年八月十三日、

県議会建設電力委員会は多田開発総室長、別所土木部長らを呼んで、早明浦ダム問題についてはじめての審議を行った。県側からダム計画の概要、建設費の配分、分水案などの説明とともに、県独自の調査による影響も報告されたが、大川村にかかわる具体的説明はされなかった。九月二十九日に開会された議会でも水没者対策が先決だといながらやはり具体策は示されず、隔靴搔痒の感を深めるばかりであった。

追 録

この県議会から一カ月ばかり後、大川村で早明浦ダム建設説明会が開かれることになる。十一月七日船戸公民館に約一〇〇人の村民が集まった。川村村長はじめ大川村早明浦ダム対策本部、ダム建設反対同盟会、水没地区民同志会の会員らで、調査事務所側からは相原所長、中西副所長、井出用地官らと多田県開発総室長らが出席した。相原所長から工事計画の説明と調査協力についての要請があり、質疑に入って同志会の和田克豊会長の質問が行われたが、その後反対同盟会は代表が反対声明を読み上げて会員が一斉に退場した。会場外に出た反対同盟会は会場の周囲にダム建設反対などの旗を立て、ドラムカンをたたくなどして会を妨害したため説明会は流会となった。その後村では反対同盟会と同志会から意見を聞くなどして、村民が団結してことにあたる態勢をつくる努力を重ねた結果、昭和四十年八月になってようやく一本化の話し合いが付き、新たに水没者対策協議会が結成されることになる。この会は「水没者対策協議会運営規則」によると次のようなものである。会は「ダム対策本部及び関係機関と密接な連けいを保ち水没者間の融和団結を計りダム建設により生ずる生活権及び財産権をようごし有形無形の被害に対し万全の措置を講ずる事を以て目的とし」(第一条)、「大川村に居住し住家或は土地等将来生活の基盤を失う世帯主あるいはその代理者を正会員」「土地その他の一部を失うが住居移転に関係せざる世帯主或はその代理者を準会員」として(第三条)、山林農地部会、家屋宅地部会、営業部会、その他の部会の四部会を置き(第八条)、「会員の被害物件についての補償及び弁償に関する事項」「損失補償要綱中廃止されている精神的補償及び賠償に関する事項」「県及び建設省地建及び調査事務所又は関係町村との渉外」「その他必要事項」を行うことよって目的の達成を目指すというものである(第二条)。こうして十月八日会結成のための水没地区民総会が開かれ、会長に和田公志、副会長に山崎義兼、西村義治の各氏が選ばれた。

昭和四十年の二月定例県議会本会と建設電力委員会を通じて最も活発な討論がくりひろげられたのは早明浦ダム建設の問題であった。議会側は県に態度の決定を迫り、県側はあくまでも地元の状態決定を待ちたいとして具体的な回答を避けたが、執行部の答弁の端々には早明浦ダム建設への意欲がのぞいていた。この県会の最中、本川村、大川村、土佐村の三村の村長はそろって県議会を訪ね、小松議長に対して早明浦ダム建設に伴う県道の付け替えなどを陳情する。この陳情はダム建設を認めたものではないとされはしたものの、地元が条件闘争に転換したのではないかとの印象を与えた。四月に入ると建設省四国地方建設局早明浦ダム調査事務所は早明浦ダム工事事務所と改称され、工事用道路をはじめとするダム建設の準備工事がはじまった。

一方大川村早明浦ダム対策本部では、ダム建設が行われた場合の村造り案を纏め、四月から各地区毎に説明をはじめめる。

同案は、ダム建設によって四国四県が利益を受けるなら、水没する大川村は単に補償をじゅうぶんもらうだけでなく、大きな利益を受けなければならない——という基本的な考えに立っており、村民の生活水準を上げて文化生活ができるよう、団地化と耕地の集中化に重点を置いている。

案によると、中心となる下中切団地は船戸の対岸で、ここに田二十一ヘクタール、畑二十ヘクタールと住宅その他の用地七ヘクタールを造成また北岸の小松団地には〇・七ヘクタールを造成して役場、学校など公共施設を収容し、両団地を橋で結ぶことになっている。現在同村の田はわずかに十七ヘクタールだが、この案だとかなりふえることになる。また将来は林業立村を目ざすべきだと園有林一千ヘクタールの払い下げを受け、森林組合が管理して労務班をつくり、輪伐による定収入を得るようにする。そのほか県営の木工場の建設、観光施設、六・五メートル幅の道路網の建設などを盛り込んでいる。

現在この村づくり案は、建設省などにもれることをおそれ、プリントも限定して各地区ごとにダム対策本部役員が説明を行ない、村民の意見を聞いているが、団地の場所について村民の意見が分かれているもよう。ダム対策本部はこれらの意見を参考にして、ことし中に最終案をまとめ、建設省や県に提示して実現を要求し、従来の絶対反対から条件闘争に移行するものとみられている。(昭和四十年四月十九日付高知新聞)

追 録

こうした情勢の変化が水没者対策協議会の結成をうながしたといえようか。十一月二日川村村長、水没者対策協議会の和田会長ら約二〇人は県庁を訪れ、知事に協議会発足の挨拶をするとともに、ダム問題について地元と密接な連絡をとって取り進むことを要望する。次いで十二月二十一日には土佐村からの申し入れで、大川、土佐両村長をはじめ、役場、議会、ダム対策委員会など関係者が出席して会合がもたれ、ダム建設について両村の意見の調整をはかり、できる限り同一歩調をとって対処することを話し合う。

立入調査はじまる

昭和四十一年一月十日大川村は中内副知事、県開発総室の係員を招いて、早明浦ダム問題についての説明会を開く。約二〇〇人の村民が参加したこの会は、ダム建設に対する県の基本的見解を正し、対応策についての回答を求めようとしたものであったが、県側はダム建設への協力を求めるとともに、新しい村造りを全面的にバックアップすることを強調した。午後になってダム工事務所の相原所長らをよんで説明会が行われたが、この説明会は当初の予定にはなかったものである。二つの説明会とも村民の活発な質問が出されたが、それは当然のことながら、ダム建設に伴う諸事項にかかわるものであり、「きょうの説明会は村民がダムに賛成でもしているかのようだ。わたしたちが知らないうちに村の執行部が勝手に話を進めていたのではないか。こんなことになるとは思わなかった」とある村民が語ったように、説明会のあとの村民大会では、相原所長から要請のあった立ち入り調査を認める方向で、各地区ごとに意見をまとめることになるのである。

その後、各地区では調査を認めることで意思統一が行われたが、一月二十七日の水没者対策協議会で最終的な意思統一をはかるうとしたところ、高野地区が時期尚早としてこれに反対したため、結論を持ち越すことになった。高野地区の反対理由は、翌二十八日の臨時村議会への請願書によく表われている。それは次のようなものである。

ある。

一月十日県説明会に於て、一部立入調査を許すと言ふ事を水協及び対策本部委員に「任された」との本部長の要請があり、其の後部落において討議する事に決定し、私達は部落に於て慎重審議の結果、現状に於ては反対であり、納得のゆくよう県知事及び村内関係者に説明方要望をしましたが、其の回答がない。当問題は、大川村一円の問題であるので個々の問題を明らかにする様、徹底的に村議会に於て審議する事を要求します。

- 一、現段階に於て立入調査に踏切る事が有利である根拠を明示せ。
- 一、一月十日県説明会は不十分である。県の責任の程度が鮮明でないで明らかにさせよ。
- 一、現在のダムサイドの地盤はダムサイドとして絶対的条件が具備されているか。之に対する「説明書」を提示せよ。
- 一、一月十日の説明会後便法として村民大会が開かれたが、其の後非水没者部落の意見の收拾がされてあるか其の事実を明示せ。

早明浦ダムの建設

水没者対策協議会は高野地区の説得にあつたものの、二月に入っても事態に変化はなかった。そのため協議会ではこれ以上結論をのぼすことはできぬとして、二月十一日委員会を開いて立ち入り問題について協議し、無記名投票によって最終決定をすることになった。投票の結果は、賛成一七、反対五、白票一で、立ち入り調査を認めることに決まった。これを受けて翌十二日ダム対策委員会と水没者対策協議会の合同会議が開かれ、立ち入り調査に関する建設省との協定書問題、高野地区の問題等が協議された。高野地区については両会が説得にあたり、円満解決をはかることを申し合わせた。三月六日、「早明浦ダム建設は大川村の自治を破壊し、村民の生活を奪うが如き重大なる影響を与えるものである。従つて建設に伴い個人、公共補償問題の解決にあたっては、村民の立場にたつて貴村住民の生活が他におとらぬ文化村にするよう、起業者たる建設省に対し、完全なる補償

追 録

と村の再建措置を講せしめ、且つ県に於て処理すべき問題に關しては村民の納得のいくよう万全の措置を講ずる事を誓約する。」との誓約書を溝淵知事、野中県議会議長からとったうえで、建設省と立ち入り調査についての協定書に調印が行われる。協定の内容は次の通りである。

第一条 調査測量の対象は、水没湛水線、付替県道、南岸農道及び南北連絡橋とし、調査測量に當っては次の諸条項を遵守するものとする。

なお、測量完了後すみやかに乙（四国地方建設局早明浦ダム工事事務所長相原信夫）は甲（大川村長川村重信、水没者対策協議会会長和田公志）に対し構想図を提示し協議するものとする。

第二条 乙は測量の実施に當っては、あらかじめ調査部落の地主並びに利害関係者の承諾を得たうえ、当該部落選出の水没者対策協議会委員（以下「委員」という）の代表者に五日前に申入れを行い、委員一名以上及び地主並びに利害関係者の立会のもとに実施するものとする。但し、あらかじめ委員の代表者に対し委任した地主、利害関係者の「承諾及び立会」についてはこの限りでない。

なお、使用労務者については、原則として部落民の中から雇用するものとする。

第三条 第一条の調査測量に關する立地立入りによる損害補償及び立会人に対する謝金等については別に定めるところにより乙はすみやかに支払うものとする。

第四条 乙は調査測量にあたっては、甲の要望を十分尊重し、かつ必要に応じ関係行政機関とも協議のうえ、要望の実現に努力するものとする。

甲は良識と誠意をもって、乙の行う諸調査測量に協力するものとする。

第五条 この協定書に定めない事項及び本協定書中疑義を生じた場合は、大川村民に迷惑をかけないことを前提として甲乙協議して決定するものとする。

高野地区は、この協定書は村民の要望を無視したものであり、事前に村議会にもはかっていたくないとして高知地

裁に調印無効の訴えをおこし、建設省の立ち入り調査にはいっさい協力しないことを申し合わせた。しかし、三月二十七日に開会された定例村議会は、立ち入り調査に關する協定書を承認するとともに、ダムの本格的工事が始まるのに備えて特別委員会を議会に置き、「早明浦ダム対策、調査研究及び議案請願陳情等の審査を掌る」ととした（大川村議会特別委員会条例第二条）。一方、水没者対策協議会は四月に入つて水没地区民のアンケート調査を実施するが、満足な結果はえられなかった。こうしたなかで、四月十五日から建設省の村内立ち入り調査がはじまり、五月四日にはさきの協定書の調査対象項目に代替公共団地の候補地の調査測量、用地測量、地上物件調査を加える追加協定が結ばれ、調査は村内のほぼ全面的な調査へと移行する。ところが、この追加協定書の調印は、村執行部と水没者対策協議会の委員らごく一部の人の手で行われたものであったところから、村民はもとより村議会からも批判の声があがった。村民の間からは追加協定の撤回を求める請願書が出され、村議会議員協議会も追加協定についての臨時議会開催を請求、六月六日になつてようやく臨時議会が開催されたのだが、採決の結果、賛成七、反対六の一票差で追加協定を承認、追加協定を撤回することを求めた請願も不採択となつて、結局既成事実を追認する形となつた。こうして立ち入り調査は、昭和四十一年末までにはほぼ終了する。

早明浦県議会

昭和四十一年二月八日、県は県議会建設電力委員会に「早明浦ダム建設計画に關する経過概要」を提出し、建設省四国地方建設局が内示した早明浦ダム建設基本計画最終案をはじめて明らかにした。ダムの規模、分水計画、分担金、水没被害、地元の動向などの県側の説明に対して、議会側からは県的基本姿勢を明確にせよ、このままでは県、地元の利益は守れないのではないかなど突込んだ質問も出たが、本格的な審議は二月県議会にゆだねられることとなつた。その二月県議会では県の既成事実の積み上げ方式、なくずし方式が問題とされ、県の明確な姿勢を打ち出すことを要求する意見があいついだが、知事は依然として

追 録

地元の意向第一を繰り返し、将来の村づくり計画についても公表を避けたが、板原伝氏（社会ク）の関連質問に「早明浦ダム水没地区の補償と合わせ、嶺北地域開発構想も考えており建設省にも協力を働きかける」と答弁して注目された。

五月二十三日県の「嶺北地域開発基本構想（案）」が発表されたが、それは「資金計画も年次計画もない構想のら列である。県自体がまだダムへの賛否を最終決定していない、資金計画といってもその大半を公共補償をはじめとする国の資金導入に期待している、などからまだ具体的な点にふれにくい事情もあるが、これだけの基本構想では物足りない。」と評されたが（昭和四十一年五月二十四日付高知新聞）、地元住民も構想の発表そのものはそれなりに評価するとしても、もっと現実的なプランは立てられないものかと批判的であった。一方、嶺北地方関係五カ町村は五月三十日嶺北地域開発促進協議会を結成し、同日県、県議会に対して要旨次のような陳情を行った。即ち「地元住民が将来の不安におびやかされているとき、県が開発構想案を示したのは時宜をえたもので喜ばしい。関係町村は開発促進協を設けて連絡を密にし、地域行政の広域処理を念頭におき、協調しつつむらづくり計画を樹立、推進する。県も基本構想として正式に決定、積極的に施策が行われるよう陳情する。」と（昭和四十一年五月三十一日付高知新聞）。

この間、昭和四十年七月に建設省から示された「早明浦ダム建設に関する基本計画案」について、知事と自民党政調会四国開発委員会、建設省との間で交渉が続けられ、ダム建設に伴う諸条件が具体性をもって煮詰められる。それは次の一三項目である。

要 望 事 項	確 認 の 要 旨
<p>早明浦ダム建設計画を推進するに当っては、水没対策はもちろん、関係地域住民全般の生活水準を向上させ得る開発条件の整備を第一要件として対処しなければならない。</p> <p>このため次の事項を要望する。</p> <p>（個人補償）</p> <p>1 補償等については、水没関係者はもちろん、水没に関連して被害を受ける者についても生活再建等のための措置を講じることが万全を期すること。</p> <p>（公共補償）</p> <p>2 公共施設のうち、特に水没対策道路については次の方針により実施し、その事業費については全額国において措置すること。</p> <p>(1) 県道については、幅員六・〇m以上とすること。</p> <p>(2) 村道、林道、農道その他道路の幅員等を道路管理者と協議すること。</p> <p>橋梁については将来の維持費を考慮し、極力コンクリート橋とすること。</p> <p>(3) 橋梁および道路の位置等は、関係地域住民の意思を尊重すること。</p> <p>(4) 主要県道本川・大杉線の付替工事に先行して南岸の付替道路を実施し、交通運輸の確保を図ること。</p>	<p>1 了承する。</p> <p>(1) 水没する県道本川・大杉線の付替えに当っては、原則として幅員六・〇mとする。これに要する経費については、地元の負担をともなわないよう努力する。</p> <p>(2) 了承する。</p> <p>(3) 関係地域住民の意向を尊重し、道路管理者と協議する。</p> <p>(4) 道路工事の実施に当っては、南岸道路工事を極力先行させるとともに、交通に支障を生じないように、本川・大杉</p>

要 望 事 項	確 認 の 要 旨
<p>(5) 県道本川・大杉線から分岐して土佐村土居付近に至る南越すい道を開設し、県道高知・本山線に連絡せしめる道路を新設すること。</p> <p>3 ダム建設に関連して生ずる公共施設の改良に伴う国庫補助等は、特別枠とすること。</p> <p>4 漁業被害対策に万全を期すること。</p> <p>5 貯水池水位の変動に伴い生ずる周辺の荒廃の予防および被害補償ならびに復旧について万全の措置を講じること。</p> <p>6 関係町村の要望により、国有林野の活用について特別の措置を講じること。</p> <p>7 関係町村の希望により、必要に応じ住宅団地を造成すること。</p> <p>8 関係町村の希望により、必要に応じ耕地の換地造成または取得につき特別の措置を講じること。</p> <p>9 水没に伴い地元に必要な生じた施設については措置を講じること。</p> <p>10 水没地域の開発対策を円滑に推進するため、建設省は関係省庁による施策が有機的に行なわれるよう特別な配慮をすること。</p> <p>11 県ならびに地元のダム対策諸経費について措置すること。</p>	<p>線の工事を行う。</p> <p>(5) 南越トンネルの建設については、地方道改良事業としてこれを探択し、ダム完成までに完了できるよう努める。地元負担金については県において所要の財政措置を講ずるよう努力する。</p> <p>3 趣旨に副うよう努力する。</p> <p>4 関係者と協議し万全を期する。</p> <p>5 了承する。</p> <p>6 営林局(林野庁)の所管事項であるので関係町村と協議のうえ協力する。</p> <p>7 関係者の希望、必要度等を十分調査のうえ措置する。</p> <p>8 県ならびに関係町村と協議のうえ措置する。</p> <p>9 関係者と協議のうえ措置する。</p> <p>10 了承する。</p> <p>11 県ならびに地元のダム対策諸経費については、努めて県において措置する。</p>

要 望 事 項	確 認 の 要 旨
<p>12 国道一九四号線、奥地等産業開発道路高野・新居浜線、吾川・本山線、主要県道高知・本山線、本川・大杉線、一般県道磯谷・本山線、田井・大瀬線、吉野・瓜生野線、大豊・川之江線、東祖谷山・大杉停車場線、久生野・五王堂線、弘瀬・高知線、小申田・旭停車場線の整備を促進すること。</p> <p>13 瀬戸川、地藏寺川よりの高知分水はダム完成までに実施するよう配慮すること。</p>	<p>12 各路線の実状に応じ、関係道路管理者と協議のうえ趣旨に副うよう努力する。</p> <p>13 早明浦ダム完成の時期を目的として、これを完了せしむるよう努力する。 本事業に要する経費については、極力、四国電力株式会社負担で実施するよう努める。</p>

注(一) 書は事務折衝で妥結できず、政治折衝で解決したものを。

早明浦ダムの建設

この中央交渉の上に、水没関係三町村議会も「早明浦ダム建設に関する基本計画案」に同意することになる。しかし、六月定例県議会ではこの交渉が議会にははかられずに進められたことが問題とされ、嶺北開発構想計画の具体性のなさが批判された。こうして「早明浦県議会」とよばれた七月臨時県議会を迎えるのである。七月臨時県議会は七月十九日に開会され、二十一日～二十三日にかけて質疑が行われたが、早明浦ダム建設をめぐる論議は進展をみないまま、早明浦ダム建設に関する基本計画に関する議案は可決される。地元民にとって大きな関心事である「早明浦ダムに関連する重点要望事項」について、三谷議員は「その回答には、それぞれ、『極力』とか、『つとめる』とか、『努力する』とか、『意向を尊重する』とか、このようなこと、あるいはまた、これらは考えようによっては、まことに不確実なことばで表現しているところが多い」と正し、社会クラブ、共産党

もすこぶるあいまいなものであるとして追及したのに対し、県側の答弁は各事項の内容説明の域をでないものであったし、「信頼」の問題であり、役所の文書形式であるとして確答は得られなかった。又嶺北開発構想について山原議員が「精密でなくとも、およその経費、並びに、その中の国費県費、地元負担のパーセントを、聞かせてほしい」と迫ったのに対し、溝渕知事は「なるべく国の費用を多くいただきたい」(略)ここで経費のおよその見通しはつかぬことはございませんけれども申し上げることが、地元のためにいいか悪いか、その判断もございませんので、経費の数字を申し上げることは遠慮させていただきたいと存じますが、道路だけでも八十四キロになるのでございまして、およそ金額はおわかりかと存じます。」と「地元のため」を理由に逃げていて、「かりにそういう事情があったにせよ、肝心の資金計画なり生産計画の概要だけでも明らかにならねば、地元にとっても、県の構想を新しい、むらづくり、の指針にしようがない」(略)その辺の事情は当局もおそらく承知のうえだと思ふ。にもかかわらず、ダム建設を是とするか非とするかの最終段階に至っても、当局がなおかつ、そういうばくせんとした見解しか表明できない理由はなにか。率直に言えば、あまりにも、中央に頭を向け過ぎてはいはしないか、との疑念を抱いた県民も少なくあるまいと思ふ。」と評されてもしかたないであろうし(昭和四十一年七月二十五日付高知新聞社説)、個々の事項についても大座礼スキー場の如く実現の見通しのないものを含めて、架空の計画的要素が強いと指摘されたが、質問と答弁がかみあわぬところが多かった。結局、議案は建設電力委員会に付託され、ダム建設に関連した重点要望事項の完全実施をはかること、地元町村が建設省とかわした協定に県は積極的に協力するとともに指導にあたること、嶺北開発については関係町村の要望にそう計画をたて、予算措置を講じてダム完成までに実現せよとの三項目の希望意見を付して、同議案を可決すべきものと認められた旨の報告がなされて、質議を省略して賛否討論にいきり、採決の結果、賛成多数で「早明浦ダム建設に関する基本計画案」を

同意可決した。

補償交渉

大川村の立ち入り調査が始まる頃から補償交渉の段階を迎える。調査段階までは対応もバラバラであった大川村、土佐村、本山町も建設省との被害補償交渉については同一歩調でのぞむことになり、五月六日本山町役場に三町村長はじめ助役、ダム対策事務局長らが集まって連絡協議会を開き、早明浦ダムの補償交渉を中心に三町村が相互に緊密な連絡をとり、意見調整にあたることも、ダム建設によって当面する諸問題や将来の嶺北開発に関する構想など、あらゆる点で協力しあうことを申しあわせる。そして六月十六日、大川村役場に三町村の関係者が集まり協議した結果、「補償交渉の出発点は各町村の事情もあり、別々になるのはやむを得ない。しかし交渉の妥結点においてはそれぞれ意思統一して決めることになった。また交渉の過程についても、お互いに緊密な連絡をとりながら進めてゆくことになり、とくに個人交渉を主体とした『早明浦ダム補償対策連絡協議会』の結成となった。」(昭和四十一年六月十八日付高知新聞)八月に入ると土佐村、続いて本山町が補償交渉にはいったが、大川村では調査測量が遅れたため補償交渉にはいるのも遅く、ようやく十一月に入って個人補償交渉にはいることとなる。この間建設省では九月初旬、三町村に対して補償基準策定方法として固定資産税評価評点方式を採用したい旨の申し入れをする。「同方式は田畑、山林、宅地などの評価をする場合、自然、経済、災害という三つの条件を調査、採点し、最も公正な格付けをするというもので」「評価評点により一応の格付けを行ない、地目の基準算定をする」もので、本山町と大川村はこの方式に同意したが、土佐村は疑義があるとして受け入れなかった(昭和四十一年九月十四日付高知新聞)。こうしたことから個人補償交渉は長びき、建設省の予定していた年内妥結の見込みはなくなったが、補償基準策定方法に疑義をとなえていた土佐村も受け入れることになり、十二月に入ってから各地目の分類法の検討にはいった。

追 録

昭和四十二年二月小松、下中切で建設省による地質調査がはじまる。早明浦ダム建設によって村の中心部が水没するため、新しい団地造成の予定地である二地区が、住宅団地として適地かどうかを調査するものである。一方補償交渉の方は年があけてからも遅々として進まず、四月に入ってからようやく水資源公園から個人補償基準額が提示される。四月十七日三町村の連絡協議会と公団との会合で提示された個人補償基準の内容は、水没被害を受ける田畑、家屋、山林など宅地を除いたすべての物件について、それぞれ地目別に四段階の基準が示されていた。その内容については公表されなかったものの、その基準額が地元の要求額とかけはなれていたらばかりでなく、補償の考え方や基準額算出方法など双方に解釈の食い違いがあったため、三町村連絡協議会は地元の要求を満たしてないとして、公団側に基礎資料を返上した。その後双方の相違点についての調整交渉が続けられ、八月七日公団側は第二回目の個人補償基準額を提示した。その内容は「田んぼの十アール当たり最高六十九万四千円から六十万三千円、畑が同五十二万四千円から四十三万三千円（いずれも農業補償を含む）山林同六万五千円から四万円、草生地同十万円から七万円、原野同三万円、宅地が三・三平方メートル当たり一万五百円から四千六百円となっている。このほか屋敷、作業所などの工作物やそれ以外の移転に伴う補償額も各項目ごとに決めてある。今度の提示額はさる四月十七日、公団が示したものより、全地目平均して一五パーセントから二〇パーセント上積み、個人補償額は二十三億円に上るといわれる。公団側としては最終的なもので、以後再提示することはないといっている。」と報せられた（昭和四十二年八月八日付高知新聞）。これに対して三町村では地区委員会や水没者総会などで検討を進めた結果、補償の考え方や基準額算出方法については第一回の提示以後の交渉で話し合いがいつているところから、公団側の提示額に対する地元側の対案を示すことになり、八月二十二日公団側の示した額の二倍以上にあたる地元側の要求額を提示し、両案を参考資料として農林業部会と家屋、宅地、営業部会

にわかれて交渉に入った。しかし交渉は難航し、九月末には公団側が譲歩しなければ進展は望めないとして退席、交渉は一時中断の形となった。その後県の斡旋で十月二日から交渉が再開され、三日午前一時過ぎ田んぼで双方合意したのをはじめ、各項目ごとに順次解決、最後まで残っていた宅地も二十六日夜には合意に達した。昭和四十一年八月の初交渉以来、予備交渉も含めて実に一三〇回、昭和四十二年八月末からは五六回という会合を重ねての交渉妥結であり、十月二十七日には県庁正庁ホールに水資源開発公園、地元三町村代表や県などの代表者が集まって、早明浦ダム建設に伴う個人補償妥結結果確認の調印式が行われた。妥結した個人補償基準額は、田んぼが農業補償も含めて一〇アールあたり最高八〇万円から最低六六万円、畑が最高六四万円から最低五〇万円、山林は立木補償を除いた一〇アールあたりの素地が最高一一万三、〇〇〇円から最低四万五、〇〇〇円、草生地が最高一四万五、〇〇〇円から最低一一万五、〇〇〇円、宅地一平方メートルあたり同三、六五〇円と二、二〇〇円、墓の改葬同二万八、四〇〇円と三、七〇〇円などとなっており、それぞれ一級から三級と五級までの格付けがなされている。ただし営業補償については年を越し、昭和四十三年四月になってようやく合意に達した。

ところが個人補償交渉が営業補償を除いて妥結し、確認調印式が行われた後の昭和四十二年十二月になって、水資源開発公園早明浦ダム建設所は大川村に対して個人物件の再調査を申し入れ、補償支払い段階になって再調査するのは納得できぬとして村民の反発を買ったが、昭和四十三年二月になって調査を拒否していた高野地区が応諾することになり、「調査上のミスや測量分の計算違い」を正すための再調査が実施される。こうして個人別の補償額の話しあいが進められた結果、三月下旬にはほぼ解決し、最大の水没者をかかえる船戸地区では三月三十日「おわかれ会」が開かれる。その模様を高知新聞は次のように記している（昭和四十三年三月三十一日付）。



船戸地区民のお別れ会

船戸地区はダム建設で、約七十戸のうち、ほとんどが水没。商工業者が多いため、住民の九〇パーセントまでが村外へ転出してしまふ。個人補償の妥結ですでに補償金を受け取った人もあり、村外への転出者も出ている。(略)
 正午すぎから始まった、おわかれ会には、水没者約百五十人をはじめ、川村村長ら村執行部、議会関係者らも出席した。まず地区を代表して和田千代茂区長が「住民のダム反対運動もついにおよばず、数年後にはダムが完成、地区は水没することになった。すでに村外への転出者も出ており、いまのうちにみんなで過去の思い出、将来のことなどぞんぶんに語り合い、名残りを惜しもう」とあいさつ。川村村長も「ダム建設は現実となった。村としても水没地区に対して、これから出来るだけのことをしていくつもりだ。村を出て行く人も将来、大いに活躍してもらいたい。大川村もこれを契機に住民が一体となり、立派な村づくりをしたい」と励ました。

このあとそれぞれテーブルを囲んで酒宴にはいり、盃をかわしながらなつかしい思い出話や、これからの身の振り方などを語り合った。話し合っているうちに思わず涙ぐむ主婦、酒の勢いで大声を上げ、ぐちをこぼす人たちと水没者の心境は複雑。

ある人は「家が水没するぎりぎりまで動かない」と土地への愛着を語る。また老人は「船戸に注んで二十四代目になる

が、いまとなってはどうしようもない。秋ごろには高知市にいくつもりだ」と力なく話す。ただ子供たちだけはそんなことには無とんちゃくに、ごちそうをばらばらながら会場いっばいはしゃぎ回っているのが対照的だった。

公共補償交渉は昭和四十一年個人補償交渉の開始に続いて始まったが、本格的な交渉にはいったのは昭和四十二年の十月頃からで、村の中心地が水没するだけに慎重な話し合いが重ねられた。特に公共施設や水没移住者を収容する団地造成については、大川村の今後の村づくり計画と密接な関係があるだけに、移住者の把握に苦しみ、その分だけ交渉が遅れることになったが、昭和四十三年七月十九日「早明浦ダム建設に伴う公共補償基本協定書」に調印が行われた。以下同協定書に副えられた「公共施設等の項目別補償要領」を挙げておこう(文中の甲は大川村、乙は水資源開発公団を指す)。

公共施設等の項目別補償要領

項 目 補 償 要 領

- 1 乙は吉野川右岸において水没する林道の代替として、土佐村村境より船戸橋までは設計総巾四・〇mの道路(以下「一の谷線」という。)を乙の費用において建設し完成後の引渡先並びにその区分については別に協議して定めるものとする。
- 2 乙は吉野川右岸において水没する農道の代替として船戸橋より道路の水没地点付近までを結ぶ設計総巾三・五mの道路(以下「南岸農道」という。)を乙の費用において建設するものとし、完成後甲に引渡すものとする。
- 3 甲は吉野川左岸桃ヶ谷において水没する道路(桃ヶ谷線という。)の代替となる道路を甲の責任において建設するものとし、乙はこれに要する費用として桃ヶ谷橋右岸側から水没終端に至る設計総巾二・

- 五m延長約三〇〇mの道路並びに桃ヶ谷左岸側に約三〇〇mの通路を建設する費用相当額を甲に補償するものとする。
- 4 甲は県道本川々大杉線の小南川地内での南岸迂回区間に対応する北岸に通路を甲の責任において建設するものとし、乙はこれに要する費用相当額を甲に補償するものとする。
- 5 甲は大北川右岸に甲の責任において通路を建設するものとし、乙はこれに要する費用相当額を甲に補償するものとする。
- 6 乙は水没する船戸橋、及び三ツ石橋の代替として、それぞれ絵巾三・五m設計荷重二等橋程度の永久橋を乙の費用において建設するものとし、完成後甲に引渡すものとする。ただし船戸橋の代替橋については巾一・五mの歩道及び照明設備を附するものとする。
- 7 甲は水没する小金滝橋の代替橋を甲の責任において建設するものとし、乙はこれに要する費用として絵巾三・五m設計荷重二等橋程度の永久橋を建設する費用相当額を補償するものとする。
- 8 乙は乙の施工する付替道路と交叉する村道、里道についてはその機能に支障を与えないよう乙の費用において取付けを行い、完成後甲に引渡すものとする。
- 9 乙は乙の施工する付替道路及び橋梁等の設計図書を作成し、実施設計について甲と協議するものとする。乙は甲の施工する工事について協議決定した金額は、甲の工事施工に伴い過不足が生じても変更しないものとし、打切り補償とする。
- 10 甲は甲の施行する道路及び橋梁等の工事について、乙のダム建設工事及び湛水計画に支障を及ぼさないよう建設するものとする。
- 11 乙が施工した付替道路及び橋梁等の引渡しは完成後なるべく速やかに行うものとし、引渡し方法等については事前に甲、乙協議して定めるものとする。
- 12 乙は通信施設については、水没者の移転先が確定次第、施設管理者と別途協議するものとし、原則として従前の機能を回復するに必要な費用相当額を施設管理者に補償する。
- 13 乙は乙の費用において小松地区に約二、〇〇〇mの宅地（以下「小松団地」という）。造成を行い

- 完成後水没する公共施設等用地及び残留する一般水没者の宅地の代替として提供するものとし、宅地の交換処分等の方法については別に協議して定めるものとする。
- 14 甲は甲の責任において中切地区に約八、〇〇〇mの宅地（以下「中切団地」という）。造成を行うものとし、乙はこれに要する費用相当額を甲に補償するものとする。
- 15 甲は、甲の責任において小松団地及び中切団地にそれぞれ次の施設を設置するものとし、乙はこれに要する費用相当額を甲に補償するものとする。
- イ 農道より団地へ連絡する道路
- ロ 簡易水道及び宅地内の排水のための下水道
- ハ 簡易塵埃処理施設
- ニ 防火水槽または消火栓
- 16 乙は学童用プール二ヶ所（うち一ヶ所は低学年用補助プール付）を新設するに要する費用相当額を甲に補償するものとする。
- 17 甲の管理する建物等の公共施設については、乙は原則として移設により従前の機能が回復できるように補償するものとする。
- 18 乙は乙のダム建設に伴い甲においてダム対策を行うため増大した費用のうち適正と認められる額を甲と協議して甲へ補償する。
- 19 乙は甲の管理する英霊墓碑、忠魂碑等及び無縁墓については一般補償基準の墳墓改葬料及び祭し料の補償に準じて甲に補償する。
- 20 乙は工事中工事地内へ防犯、防災上必要と認められる照明施設を設置する外、甲及び関係官公署並びに施工業者と協議して治安維持及び災害防止に万全の措置を講じるものとする。
- 21 農業協同組合、森林組合及び郵便局、電々公社、並びに神社仏閣等に対する補償については、乙はそれぞれ所有者又は管理者と別に協議してそれぞれ従前の機能が回復できるよう適正な補償を行うものとする。
- (学童用プール)
- (公共用)
- (建物の補償)
- (財政対策)
- (その他)
- (別途協議事項)

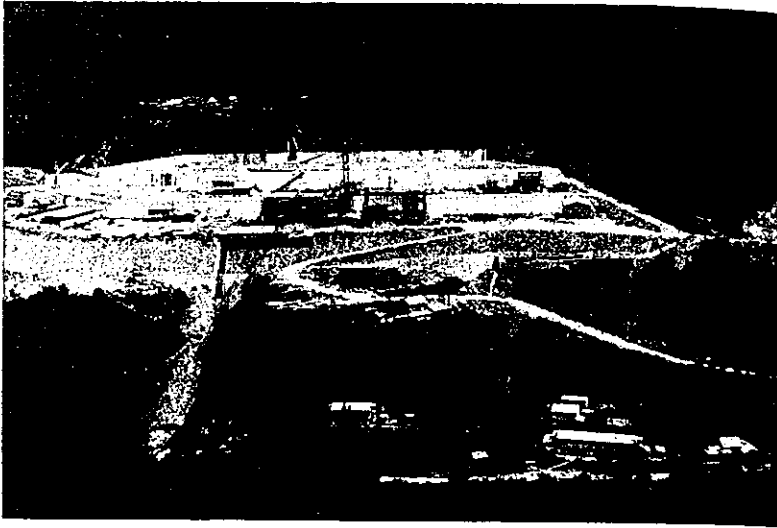
追 録

その後、昭和四十四年四月四日残されていた公共施設の移転、従前の機能回復に要する費用等の補償額決定に伴う覚書の調印が行われて、公共補償交渉は一応妥結する。

新団地の造成

早明浦ダムの建設に伴う新団地造成地である小松、中切での地質調査の結果、団地造成は可能との建設省の結論を得た村では、昭和四十二年七月の「大川村村造り基本計画」で「公共、会社、民家等を収容するため小松、中切地区を中心に大規模な団地造成を行う」として、三万平方メートルの団地造成計画をたてた。そして同年暮から一般水没者を収容する小松団地への入居希望者を募ったところ、七〇世帯の入居希望者があったのだが、その後個人補償交渉が妥結したことなどもあって、翌四十三年五月の再調査では入居希望者は二〇世帯と激減したため、団地造成面積を縮小さざるを得なくなり、結局、同年七月の水資源開発公団との間でとりかわされた「早明浦ダム建設に伴う公共補償基本協定書」では、前記の如く小松団地は約一万二、〇〇〇平方メートル、中切団地は約八、〇〇〇平方メートルの造成をすることとなった。この間、団地の面積、形状について村と水資源開発公団との間で意見に食い違いが多く、合意にいたるまで多くの時間を費やした。又八月に入ると西部地区の村民が、個人補償の妥結による残村希望者の減少により、「計画策定当時と村内情勢は大きく変わっている。公共施設の設置場などについても当然、再検討すべきで、とくに村役場の位置の決定については慎重に現状を分析し、決定すべきである。」として、約四五〇人の署名を集めて村と議会に陳情する一幕もあった（昭和四十三年八月六日付高知新聞）。

昭和四十四年一月、入居希望者の激減と取り付け道路とのからみで立ちのき交渉が手間どっていた小松団地の造成がはじまる。総工費一億九、九〇〇万円、一般住宅と村役場、農協など一部公共施設をも収容しようというもので、水資源開発公団による造成だが、山腹の急傾斜地であるため難工事が予想された。慎重な調査の上では



建設すすむ小松団地

じめた造成工事だったが、工事をはじめてみると思ったより地盤が悪いことがわかり、三月中旬一時作業を止めて対策を検討した結果、「当初予備調査で得られた資料よりも岩盤がかなり深い位置にあることなどがわかった。」そこで、「特殊鋼材の打ち込みによって地盤固めを行なうことにし」、五月十日すぎ工事は再開された（昭和四十四年五月十二日付高知新聞）。

一方、小松団地の対岸下流に造成される中切団地は、学校用地として大川村が造成し、水資源開発公団がその費用相当額を補償するもので、昭和四十四年八月から造成工事にとりかかった。造成面積は約九、〇〇〇平方メートル、総工費三、二〇〇万円。これまたけわしい山腹をけずっての造成工事である。

地盤固めのために長さ六メートルのH型鉄鋼材約五〇〇本を打ち込んで工事を再開した小松団地の造成はその後順調に進み、昭和四十五年一月七日、水資源開発公団から大川村に引渡された。完成した小松団地は三層の階段式で、最下段には役場庁舎や農協、郵便局、駐在所、

追 録

森林組合などの公共施設と商店などを、中段には一般住宅を、最上段には村営住宅を建設することを予定し、一月二十日には団地入居希望者や公共施設の代表者らを集めて境界線設定の地割を行い、三月には中段の一般住宅の建設、最下段の森林組合の倉庫の建設がはじまり、小松団地よりやや遅れて造成が完成した中切団地とを結ぶ「大川橋」の架橋工事も、小松団地に引続き水資源開発公団によって一月中旬に着工。幅五メートル、長さ一八〇メートルの永久橋である。その後両団地での建設工事は着々と進められ、昭和四十六年三月十二日公共施設をまとめた総合落成式が行われた。その頃の様子を高知新聞は、小松「団地内では、昨年三月ごろから一般の住宅を皮切りにミニタウンづくりが始まり、これまでに鉄筋三階建ての役場庁舎、鉄骨二階建ての公民館、それに診療所、郵便局、本山署小松駐在所、森林組合など相次いで完成、一般住宅も旅館や食堂を含めすでに十三世帯が団地生活を送っている。一方対岸の中切団地でも水没する大川中学校の新しい校舎（鉄筋三階建て）がお目見えするなど、団地周辺は日ごとに装いを新たにしている。」と報じている（昭和四十六年三月十三日付）。

早明浦ダムの建設

昭和四十年八月、長岡郡大豊村大杉から土佐郡土佐村田井間の工事用道路の改修にとりかかったのをはじめ、早明浦ダム工事事務所ではダム工事の準備工事に着手し、昭和四十二年三月末にはダム本体工事の一部発注がなされ、同年四月工事は建設省から水資源開発公団に引継がれる。同年十月のダム本体準備工事を経て、同年十二月にはダムの基礎掘削を開始し、昭和四十三年十二月ダム本体のコンクリート打設がはじまった。その後工事は順調に進み、昭和四十八年三月ダム本体工事は完成した。

この間、ダム建設によって水没する道路の付け替えは、昭和四十三年二月の土佐村柚ノ木線を皮切りに、橋の架け替えは同年十一月土佐村上早明浦と古味を結ぶ上吉野川橋をはじめとして工事がすすめられ、昭和四十五年十一月の進捗状況は次の通りであった。

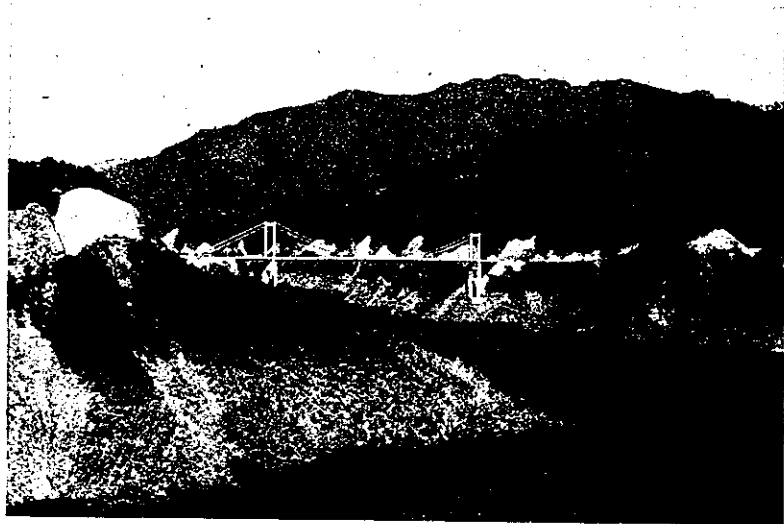
水没による県道の付け替え区間は、ダムサイドの土佐郡土佐町、早明浦トンネルから吉野川に沿って、上流の土佐郡大川村川崎に結ぶ全長二十二キロ。全線五・五メートルの二車線にする計画で、総工費十六億円をかけてまず、トンネル側からの一部がさる四十三年夏に着工となった。その後、ことし七月に吉野川左岸に一足早く開通したウ回路線、町道、柚ノ木線の完成に伴って工事も本格化するようになった。

工事箇所のうち、最もピッチを上げているのが、ダムサイトから大川村の中心地、船戸地区に結ぶ十六キロ区間、九業者、約五百人の作業員がはいり込んで終日、谷間に力強い建設音を響かせている。なにせ現場は、切り立った山腹のうえ、川面から八十メートルもある高さ。作業員らは、悪条件とたたかいながら、全線で、飛び石、的に工事を進め、すでに進捗よく率は五〇パーセントのハイペース。大がかりな機動力の導入などもあって、これまでに、トンネル―新上吉野川橋間三・五キロ。古味地区の一キロなど部分的に合わせて六キロの工事が完成、途中に架設される「下川橋」（長さ百六十九メートル、幅六メートル）、「上津川橋」（百三十六メートル、幅同）の各永久橋も下部工事が完成、引き続き上部工事に移り、桃ヶ谷橋（九十メートル）、大川橋（百八十メートル）の工事も軌道に乗るなど、各地で活気に満ちた作業がピッチを上げている。

一方、最上流の川崎地区でも、二業者、作業員五十人がはいり、第一川崎橋（百五メートル）、第二川崎橋（七十メートル）などの工事が進んでいる。（略）（昭和四十五年十一月二十一日付高知新聞）

早明浦ダムの建設

こうして昭和四十七年六月には、水没による付け替え道路、新設橋の工事は完成する。これより先昭和四十六年十一月、本体工事が九割方完成した早明浦ダムの貯水がはじまり、山狭に人造湖の水面が伸び、翌四十七年一月には大川村域に入った。この年七月台風七号、九号にともなう集中豪雨のあと、小松団地の東方約三〇〇メートルに村が造成していた土居団地の擁壁に亀裂が入り、小松団地でも一部に亀裂ができて問題化した。「地元側は、集中豪雨で吉野川が増水、水位が上がったために、急激な放水をしたのが、地盤沈下、キ裂の原因である。また公団側が同意した水没地域の庭園用川石採取もそれに輪をかけており、両団地沿いの吉野川べりでは、山手の崩



のびる人造湖（新吉野川橋付近）

壊現象も起こっている」と公団に迫ったのに対し、公団側は「小松団地造成の際に盛り土をした部分が沈下している。圧密沈下、現象であって地滑りなどの心配はない。盛り土をすると、何年か後には必ずこうした沈下状態が起きる。ダム放水、庭石の採石は直接の原因ではない」としながらも、「小松団地のキ裂は、緊急を要する箇所については直ちに修復する。キ裂が放水による水位の変動と全く無関係とは言えないので調査の対象にする」とし、対応策を講じることを約した（昭和四十七年八月十九日付高知新聞）。九月に再び集中豪雨が、大川村を襲った。この豪雨で上小南川、川崎で山崩れがおこり死者を出したのをはじめ、県道は各所で崩壊、交通は寸断された。年末になって県本土木事務所では、付け替え道路のうち三四カ所を「危険並びに補強を要する所」として水資源開発公団に補修を要望した。更に翌四十八年二月には、下小南川、木屋野、川崎、上中切の住民らがダム建設に伴う付け替え道路や湛水によって地滑り現象がおきたとして、移転補償を水資源開発公団に要求した

のに対し、公団では川崎の一戸を除く六戸の移転補償を認めたが、代替え宅地造成は村内には適地がないとして大川村の要請に応ぜず、村ではやむなく移転補償が認められた六戸を収容するための団地を中谷に造成した。中谷団地である。

ダム本体工事の完成した早明浦ダムは、発電用水をダムの底部から取水していたことや、昭和四十八年の度重なる出水で濁水問題をひきおこし、表面取水設備の設置により水質の汚濁防止がはかれることになり、同年十月着工、翌四十九年六月末に完成した。この間、大川村が要望していた土佐郡土佐町土居とを結ぶ南越トンネルが、昭和四十八年十二月に開通する。その後、早明浦ダム建設の事業実施方針、事業実施計画の変更が行われ、工期も延長されて昭和五十年三月ようやくその完成をみるることとなる。